

川崎市交通事故相談所設置要綱

(趣旨)

第1条 交通事故相談所は、交通事故被害者対策の一環として損害賠償問題、更正問題等交通事故被害者又は、その家族（以下「被害者等」という。）に係る諸般の問題に関する総合的な交通事故相談に応じ、これを公平適切に解決するための指導助言及び関係機関へのあっせん等を行い被害者等の救済に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 交通事故相談所を高津区役所に置く。

2 交通事故相談所の設置及び運営については、市民文化局があたる。

(所長)

第3条 交通事故相談所に、所長を置く。

2 所長は、市民文化局市民生活部地域安全推進課長をもって充てる。

3 所長は、交通事故相談所の業務の運営につき指揮監督する。

4 交通事故相談所の日常業務の運営については、高津区役所まちづくり推進部地域振興課長に委任することができる。

(交通事故相談員)

第4条 被害者等に対し賠償問題、更正問題、その他各般の問題についての総合的な相談及び指導助言を行うため、交通事故相談員を置く。

2 交通事故相談員は、社会的信望があり、かつ、相談業務を行うに必要な知識と学識経験とを有する者のうちから、市長が任命する。

3 交通事故相談員の勤務、職務、報酬等については、市民文化局会計年度任用職員に関する要綱の定めるところによる。

4 交通事故相談に関し、法律上の指導及び助言を受けるため、弁護士を置く

ことができる。

(相談日及び相談時間)

第5条 交通事故相談日は毎週月曜日から金曜日までとし、相談時間は午前10時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までを休憩時間とする。

(休日)

第6条 交通事故相談所の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

(川崎市交通事故相談所運営要綱の廃止)

2 川崎市交通事故相談所運営要綱（昭和46年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。